



石橋レポ 第30号

発行日：平成31年2月1日(隔月1日発行)



杉浦のつぶやき



皆さん、こんにちは、開発部の杉浦です。今年は**平成最後の年**となります。巷では何かにつけ、「平成最後の～」と言われるようになり、どこか寂しい思いもしております。「**亥年**」は**選挙の年**と言われ、私どものお膝元でも知事選や県議選の他、多くの市町村で市長選に市議選が行われます。年号も変わり、議員の先生方の入れ変わりもあるのではかと思いますが、心機一転、新しい年号の年がいい年代になることを願って止みません。近年の平成時代では「**実感なき好景気**」と言われて久しく、**非正規問題や給与の伸び悩み**が長く続いております。秋には消費税増税も控え、アメリカと中国の貿易戦争など先行きの暗い話題も多く景気の動向が心配です。一方、今年の明るい話題と言えは、何と云っても私が待ち望んだ「**ラグビーワールドカップ**」日本大会です。そして来年には「**東京オリンピック**」開催と、スポーツ面では明るい話題が目白押しです。多くの外国人が来日される**インバウンド効果**も期待され、新たなビジネスチャンスも広がるのではないのでしょうか。今後の新たな時代では、AIの普及によりこれまでと同じビジネスでは生き残れない時代になると言われております。「**強い種が生き残るのではなく、環境の変化に対応した種が生き残る**」という**ダーウィンの進化論**的な思考が重要になることは間違いなさそうですね。

確定申告の時期となりました。今年も2月18日(月)より3月15日(金)までです。お忘れなく!!

税務署

確定申告

■ 一般的に確定申告が必要とされる場合

自営業やフリーランス

- 自営業やフリーランスは事業所得に当たり、控除額を差し引いた金額よりも所得がある場合は確定申告の必要があります。控除額とは基本的に基礎控除額38万円のこと。所得が38万円を超えると申告が必要です。

一定額の公的年金を受け取っている場合

- 公的年金等の年間収入金額が400万円を超えれば申告が必要になります。

株取引で一定の利益を得た場合

- 38万円以上の利益が出た場合申告が必要になります。ただし、源泉徴収口座で取引の場合やNISA口座での利益が120万円までであれば申告不要です。

不動産などその他の所得があった場合

- 土地や家などの譲渡があった場合、不動産を貸し付けて収入を得ている場合も確定申告が必要になります。

■ 給与所得者でも確定申告が必要な場合

給与所得が2,000万円を超える方

ほかに20万円を超える収入がある方

2か所以上から給与を受けていて一定の収入がある方

<数独のルール>

- 1、空いているマスに1~9の数字をいれる。
 - 2、縦・横の各列及び、太線で囲まれた3×3のロック内に同じ数字が複数入ってはいけない
- ルールは以上です。簡単ですよ。
- でもやってみると意外に難しいですよ。
- 正解は次号にてお知らせします。

<問30>

			5	2	
		3		7	
3	5	9		4	
7		6	3		2
	8				6
		2	9		4
		1		6	9
	3		6		2
	2	7			

ちょっと一息頭の体操

<前号の答え>

2	4	6	1	7	3	9	8	5
9	7	1	8	5	4	2	6	3
8	5	3	2	6	9	7	1	4
7	2	4	9	8	1	5	3	6
3	6	5	4	2	7	1	9	8
1	9	8	5	3	6	4	2	7
6	3	9	7	4	2	8	5	1
4	8	2	6	1	5	3	7	9
5	1	7	3	9	8	6	4	2

● お問い合わせ先

石橋建設興業株式会社

碧南市山神町2丁目72番地

TEL: 0566-42-8181

FAX: 0566-42-8833

E-mail: ishi1957@oregano.ocn.ne.jp

ホームページ: [石橋建設興業](#) [検索](#)

● 営業内容

- ・土木工事
- ・建築工事
- ・造園工事
- ・舗装工事
- ・重機械の施工
- ・建設用資材の納入販売
- ・宅地建物取引業
- ・アスファルトガラ、コンクリートガラ、建設発生土のリサイクル

第二事業部 開発部 都築一雄(携帯)090-1235-0237 / 杉浦幹夫(携帯)080-2658-3035